

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 5 月 27 日現在

機関番号：22701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03775

研究課題名(和文) 役員給与の税務をめぐる実証研究

研究課題名(英文) Empirical Studies in Tax Systems of Executive Compensations

研究代表者

高橋 隆幸 (TAKAHASHI, Takayuki)

横浜市立大学・国際マネジメント研究科・准教授

研究者番号：50326071

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：我々の研究課題は、「役員給与の税務をめぐる実証研究」です。特に、ストック・オプション税制における税制適格・非適格の選択に着目し、企業のストック・オプション選択と課税状態の関係を分析しました。3年間の研究期間において、その他に4分野の研究を行いました。それぞれ、確定給付企業年金における前払年金費用の積立、公益法人における個人寄附金収入、過少資本税制、および外国子会社配当益金不算入制度について研究しました。研究方法としては、実証的な検証を採用し、租税が納税者の行動に与える影響を分析しました。研究成果としては、雑誌論文6件および学会報告4件があります。

研究成果の概要(英文)：Our research theme is the empirical studies in tax systems of executive compensations. Especially, we focused on firms' choices between incentive stock options and non-qualified stock options. We analyzed the relation between firms' choice of stock option types and their tax status. For three years of our research period, we also investigated four other research areas, that is, the determinants and consequences of overfunding defined-benefit corporate pension plans, the relation between public benefit corporations' donation income and their tax credit/deduction status, the effect of local thin-capitalization tax rules, and the introduction of tax exempt rule of dividends from foreign subsidiaries. We adopt empirical investigations as our research methodology. We analyze the effects of taxes on taxpayers' activities. We published six papers in academic journals and made four presentations at academic conferences in this research period.

研究分野：税務会計

キーワード：税務会計 会計学 財務会計 租税法

1. 研究開始当初の背景

(1) 我々の研究課題は、「役員給与の税務をめぐる実証研究 (Empirical studies in tax systems of executive compensation)」です。この研究課題を設定した理由 (研究開始当初の背景) は、当時のわが国における税務会計分野の実証研究の多くが、企業利益と課税所得の差異である BTD (Book-Tax Differences) を分析した研究や企業の実効税率に着目した租税負担削減行動に関する研究に偏っていると認識していたからです。我々は、平成 18 年度より共同研究を継続して行っており、税務会計分野における実証研究を試みてきました。そこでは、「移転価格税制」、「確定給付企業年金」、「不動産投資信託 (REIT)」、「役員給与の利益連動給与制度」、「組織再編税制」、「外国子会社配当益金不算入制度」などのさまざまな課税制度を研究対象として、租税が納税者の意思決定に与える影響を分析してきました。今回の共同研究も、その延長として研究を継続することを意図してきました。

(2) 今回の 3 年間の研究期間においては、役員給与に関する課税の影響の分析として、具体的にはストック・オプションの採用企業における税制適格ストック・オプションと税制非適格ストック・オプションとの間の選択に着目した研究を行いました。さらに、確定給付企業年金における前払年金費用計上企業に着目し、その節税効果を分析するとともに、株式市場の反応も分析する研究を行いました。その他に、公益法人における寄附金収入に着目し、公益法人の税額控除ステータスとみなし寄附金制度が個人寄附金に与える影響を分析した研究、我が国の多国籍企業の在外子会社 (現地法人) の資本構成 (負債比率) に着目して、現地法人所在地国における法人税率および過少資本税制が現地法人の資本構成に与える影響を分析した研究、および外国税額控除における間接税額控除の廃止と外国子会社配当益金不算入制度の導入による影響を分析する研究を行いました。

2. 研究の目的

(1) 我々の研究目的は、企業経営のさまざまな場面における意思決定での租税の影響を分析するところにあります。税制の影響を分析する研究と、税制改正前後の企業行動の分析から、税制改正の影響を分析する研究も行いました。

(2) 具体的には、租税が納税者の意思決定に影響を与えているのかどうか、影響を与えているならばどの程度か、影響を与

えていないならばそれはなぜか、を検証することにあります。

3. 研究の方法

(1) 我々の研究方法は、租税が納税者の意思決定に与える影響を、ミクロ経済学的手法を利用しながら実証的に検証する方法によっています。この研究方法は、我が国における租税研究においては未だに少数派ではありますが、アメリカにおける税務会計分野の学会誌 (The Journal of the American Taxation Association) においては、主流となっている研究手法であると考えています。

(2) 具体的には、税制を含む諸制度を解明した上で、主に外国文献による先行研究を調査・参考にし、税制に関する仮説を設定し、実証モデルを作って、統計的に検証し、結果の解釈をすることになります。研究の対象としては、我が国の企業の行動を検証するのですが、我が国では、アメリカのように企業の納税申告書のデータを研究者が研究のために利用することができないため、一般に公表されているデータベースを利用することになります。ただし、今回はテーマによっては、経済産業省大臣官房調査統計グループ企業調査室より「海外事業基本調査」の調査票情報の提供を受けています。記して感謝申し上げます。また、もちろん企業が意思決定の際に考慮するであろう租税要因以外の税外要因もモデルに含んで検証を行っています。

4. 研究成果

(1) スtock・オプションに関する研究では、論文 1 件と学会報告 1 件の研究成果があります。Stock・オプション税制では、当初より付与対象者、発行価格、行使不能期間、行使期間、行使価格、行使限度額などにおける税法上の一定の要件をすべて満たすと税制適格Stock・オプションとされ、従業員等の所得税について優遇規定があります。平成 18 年度税制改正において雇用主企業の法人税について改正が行われ、税制非適格Stock・オプションに限って損金算入が認められることになりました。税制改正前には税制適格でも非適格でも法人税の損金とはならなかったため、税負担面では税制適格Stock・オプションが有利であったのですが、税制改正後には従業員等にとっては税制適格が有利である一方、雇用主企業にとっては税制非適格の方が有利となり、両者の選好するStock・オプションが対立することとなりました。

論文・学会報告「税制適格Stock・オプションの決定要因 - 平成 18 年度改

正による税制非適格オプションの損金算入 - 」においては、平成 18 年度改正後には税制非適格ストック・オプションを選択すると法人税の課税所得の算定において損金となることから、税制改正後に税制非適格が選択される可能性が高くなると予想しました。またその損金算入のメリットは、限界税率が高い企業ほど大きいため、税制改正後には限界税率が高い企業ほど税制非適格ストック・オプションを選択すると予想しました。実証分析では、税制改正を挟む 2004-2008 年度にストック・オプションを付与した東証上場企業(金融保険業を除く)をサンプルに、有価証券報告書の「新株予約権等の状況」の欄から個々のストック・オプションについて税制適格か非適格かを区分して分析しました。分析の結果、予想通りに税制改正後には税制非適格ストック・オプションが選択される傾向にあることを明らかにしました。また、企業の限界税率は有意な関係ではなかったのですが、役員に付与するストック・オプションに限ると、税制改正後には限界税率が高い企業ほど税制非適格ストック・オプションを選択していることが明らかになりました。この結果から、企業の課税状態がストック・オプションの制度設計に一定の影響を持つことが示唆されます。

- (2) 確定給付企業年金における前払年金費用の積立に関する研究では、論文 1 件と学会報告 1 件の研究成果があります。確定拠出企業年金については、内国法人が各事業年度において、その掛金等の年金拠出をした場合には、その支出した金額は、その支出事業年度の所得の金額の計算上損金に算入する規定があります。つまり、確定給付企業年金の年金拠出は、課税所得の算定において、拠出額の拠出事業年度での即時損金算入を認めており、いわば現金基準による損金算入規定となっています。この規定により、節税の機会を用意して、企業の年金拠出を政策的に支援しているといえます。高橋・野間(2014)は確定給付企業年金採用企業の限界税率と年金資産変化額との関係を分析したところ、限界税率が高い企業ほど年金積立を行っていることを明らかにしています。
- 論文・学会報告「前払年金費用の積立と企業価値」においては、企業の年金資産積立状況について、年金資産が退職給付債務を超える過大積立状態にある場合に計上される前払年金費用に着目して分析しています。2013 年 3 月期の東証一部上場企業(金融業を除く)のうち確定給付企業年金採用企業を対象に、過去 10 年間の繰越欠損金の計上状況と前払

年金費用計上の有無の関係を回帰分析したところ、税務上の繰越欠損金のない企業ほど年金積立を行っていることを明らかにしました。さらに、株式時価総額との関係を回帰分析したところ、前払年金費用の計上は、株価(企業価値)にプラスの影響を与えていることを明らかにしました。年金資産過大積立への株価の反応は、アメリカの先行研究とは異なる結果です。アメリカでは積立不足は株価にマイナスに影響しますが、過大積立は影響を与えません。この相違には日本とアメリカの税制の相違も原因の一つと考えられます。日本もアメリカも年金資産の積立限度額の規定があるのですが、日本では積立限度額を超えた年金積立も損金となり、その超える部分は翌々事業年度の年金拠出を減額して調整することになりますが、アメリカでは積立限度額を超える年金拠出は損金不算入となるため、過大積立をしても有税積立となります。日本とアメリカの過大積立に対する税制の相違が年金資産過大積立企業の株価に反映されていると考えられます。

- (3) 公益法人における寄附金収入に関する研究では、査読付き論文 1 件の研究成果があります。公益法人については、平成 23 年度税制改正によって公益法人のうちの一定の要件を満たす法人に対して個人が寄附を行った場合には、税額控除と所得控除の選択適用が認められることになりました。寄附者にとっては税額控除の方が有利であるため、税額控除が認められる公益法人の方が、所得控除しか認められない公益法人よりも寄附金を獲得しやすくなると予想されます。また、平成 20 年度税制改正では公益法人が行う公益目的事業が収益事業の範囲から除かれて課税されなくなるとともに、みなし寄附金制度についても拡充が図られ、「収益事業の所得金額の 50% 相当額」と「公益法人特別限度額」のいずれが多い金額まで損金算入が認められることとなりました。そもそも公益認定法により、課税事業から公益目的事業への 50% の利益繰入が強制されているため、寄附者は課税事業の実施を本来の事業に無関係と捉えるのではなく、公益目的事業を実施するための不足額を補う法人自身の自助努力と捉え、より財務的に安定した法人運営を可能にすることを好意的に評価すると予想されます。
- 論文「寄附金控除制度と租税支出 - 公益法人の寄附金収入に与える影響に関する実証分析」においては、内閣府ホームページの公益法人 information より 2013 年度のデータを抽出し、個人寄附金

収入と税額控除ステータスおよび前年度の財務データとの関係を回帰分析したところ、予想通り税額控除対象法人は所得控除対象法人よりも多くの個人寄附金を獲得しており、そして課税事業を実施している公益法人は実施していない公益法人よりも多くの個人寄附金を獲得していることを明らかにしています。課税事業の実施に関しては、アメリカの先行研究とは異なります。アメリカでは、みなし寄附金制度がないため、非営利団体の課税事業収入に対して寄附者がすでに十分な財源確保が行われている、もしくは非営利団体が本来目的事業と無関係な事業を実施していると捉えて、寄附を抑制しています。日本とアメリカの制度の違いが異なる結果を生んでいると思われます。

- (4) 過少資本税制に関する研究では、論文2件と学会報告1件の研究成果があります。多国籍企業は支払配当が損金とならない一方で、支払利息が損金となることから、どの国に所在するグループ企業で借入を行うかにより、またはグループ企業間での資金融通による利息の受け払いによって、利益をグループ内で移転し、グループ全体の税負担を調整することができます。しかし国によっては、過少資本税制を整備して、外国から進出してくる多国籍企業子会社等の極端な資本構成・負債比率による税収減を抑制しています。

論文「現地法人の資本構成に対する課税の影響」においては、経済産業省より「海外事業活動基本調査」の調査票情報の提供を受けて、1995、1998、2001、2004年度の日本に本社のある多国籍企業の現地法人の負債比率を分析しました。論文・学会報告「海外子会社の資本構成に対する現地過少資本税制の影響」においては、上記論文の実証モデルを改良して所在地における過少資本税制有無ダミー変数を加えて分析したところ、現地法人の負債比率は、所在地の法人税率が高いほど高くなり、所在地に過少資本税制があると低くなることを明らかにしました。さらに所在地に過少資本税制がある現地法人にサンプルを限って分析したところ、所在地の過少資本税制に規定する適用基準負債比率に応じて現地法人が負債比率を調整していることが明らかになりました。

- (5) 外国子会社配当益金不算入制度に関する研究では、論文1件と学会報告1件の研究成果があります。平成21年度税制改正以前は、本国である日本の法人税率が外国子会社の所在地の税率を上回っている場合には、外国子会社の利益

を配当として我が国の親会社に還流すると、その税率差の部分が日本で追加的に課税されており、還流税と呼ばれていました。そのため、外国子会社が稼得した利益が、本国に還流されずに、外国子会社に留保され、あるいは国外で再投資されているとして、平成21年度改正によって外国子会社配当益金不算入制度が導入されて、還流税負担がなくなりました。高橋・酒井(2015)においては、2007年度と2012年度の改正前後の経済産業省「海外事業活動基本調査」調査票データを用いて、改正前には本国親会社の実効税率が高いほど、そして現地法人の実効税率が低いほど本国還流が行われませんが、改正後には実効税率が無関係になると予想して、本国親会社データと現地法人データを分けて分析したところ、本国親会社データでは予想通りの結果であったが、現地法人データでは予想通りの結果とはなりません。そこで、論文・学会報告「外国子会社配当益金不算入制度の検証」では、還流した場合の還流税が高いと本国還流が行われないと予想して、還流税が本国親会社の税率と現地法人の税率との税率差であることから、その税率差を用いて回帰分析したところ、税制改正前には税率差が大きいほど本国還流が行われていなかったのですが、税制改正後には税率差が無関係になるという予想通りの結果となりました。

#### 引用文献

高橋隆幸・酒井直貴「外国子会社配当益金不算入制度が企業の本国還流政策に与える影響」『横浜市立大学論叢・社会科学系列』査読無，第66巻第1号，2015年3月，17-31頁。  
高橋隆幸・野間幹晴「確定給付企業年金の節税効果と企業の年金拠出行動 - 限界税率を用いた検証 - 」『会計』査読無，第186巻第2号，2014年8月，43-56頁。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

#### 〔雑誌論文〕(計6件)

高橋隆幸・野間幹晴・中野武「海外子会社の資本構成に対する現地過少資本税制の影響」『会計』査読無，第193巻第3号，2018年3月，80-93頁。  
高橋隆幸・野間幹晴・酒井佳貴「税制適格ストック・オプションの決定要因 - 平成18年度改正による税制非適格オプションの損金算入 - 」『会計』査読無，第192巻第3号，2017年9月，95-109頁。  
高橋隆幸・中野武「現地法人の資本構成に対する課税の影響」『横浜市立大学論

叢・社会科学系列』査読無，第 68 巻第 3 号，2017 年 3 月，47-59 頁。

高橋隆幸・野間幹晴・黒木淳・八幡修啓「寄附金控除制度と租税支出 - 公益法人の寄附金収入に与える影響に関する実証分析」『会計検査研究』査読有，第 55 号，2017 年 3 月，79-96 頁。

高橋隆幸・野間幹晴「前払年金費用の積立と企業価値」『税務会計研究』査読無，第 27 号，2016 年 7 月，205-211 頁。

高橋隆幸・野間幹晴・酒井直貴「外国子会社配当益金不算入制度の検証」『會計』査読無，第 190 巻第 1 号，2016 年 7 月，81-93 頁。

〔学会発表〕(計 4 件)

高橋隆幸・野間幹晴・中野武「海外子会社の資本構成に対する現地過少資本税制の影響」日本会計研究学会・第 76 回大会，2017 年 9 月 24 日，広島大学。

高橋隆幸・野間幹晴・酒井佳貴「税制適格ストック・オプションの決定要因 - 平成 18 年度改正による税制非適格オプションの損金算入 - 」日本会計研究学会・第 75 回大会，2016 年 9 月 13 日，静岡地区。

高橋隆幸・野間幹晴「前払年金費用の積立と企業価値」税務会計研究学会・第 27 回大会，2015 年 11 月 1 日，成蹊大学。

高橋隆幸・野間幹晴・酒井直貴「外国子会社配当益金不算入制度の検証」日本会計研究学会・第 74 回大会，2015 年 9 月 7 日，神戸大学。

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

該当ありません。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 隆幸 (TAKAHASHI, Takayuki)

横浜市立大学・大学院国際マネジメント研究科・准教授

研究者番号：50326071

(2) 研究分担者

野間 幹晴 (NOMA, Mikiharu)

一橋大学・大学院国際企業戦略研究科・准教授

研究者番号：80347286